

第二年目たる昭和十三年一月には、先づ社會政策を管掌する最高官廳たる厚生省を創設せしめ、次で同年三月の國家總動員法を初めとして未曾有の多數且重要なる社會立法が實施制定立案せられ、更に社會行政上の、殊に産業福利と軍事援護に於ける積極的活動が見られたりであるが、ここで注意すべきことは、單に社會政策が量的に増大したばかりでなく、勞働保護立法の進歩、社會保險制度の充實及び勞働需給調整機構の整備に於て、更に従來の社會政策の對象が主として勞働者に局限せられてきたを、農林、中小商工業者、商業使用者及び俸給生活者にも推し及ぼした點に於て、質的並に体系的に發展を遂げた事實である。それと同時に、それらが戦時社會政策として

従來の社會政策と異り戦時需要と不可離に結びついてゐたこと及び勤勞階級の自主的運動の協力をではなからぬの抑壓を包含してゐたことも亦忘れられなくてはならない。斯くて、戦時体制下の社會政策は勞働資源の確保を目的とする勞働力の保護培養補給配置の手段として、國民生活の安定を目的とする生活最小限保障の手段として、社會的調和を期する負擔公平化の手段として、更に「下よりの革新」に代はる「上よりの革新」の手段として、新たな意義を賦與せられるに至つたのであつた。

以上の如き戦時体制の進展に對應して、本會は既に戦時勞働対策懇談會等を開催して、殊に産業勞働問題に關する戦時対策の樹立に努めつゝ、あつたか、更に之を根本